

# I .平成30年度 留学生入学試験学生募集要項

## 1. 私費外国人留学生入学試験について

(1) 本学における私費外国人留学生入学試験は、※本学学則第49条(外国人留学生)に基づいて本学への入学を志望する外国人を対象として行われるものです。

(2) **国際ビジネス学科の合格者**で条件を満たす者には、入学金(全額)および授業料(60%)を減免します。減免となるための条件は以下のとおりです。

① 出願時に「私費外国人留学生授業料等減免願」および「私費外国人留学生に対する授業料減免理由書」を提出した者

② 在留資格「留学」を有する者、および入学後在日のまま在留資格「留学」に変更できる者

③ 母国からの仕送りが平均月額9万円未満の者(学費等は含まない)

④ 経費支弁者が在日している場合、経費支弁者の年収が500万円未満の者(経費支弁者が日本にいない場合、年収は条件としません)

※ 出願時に日本留学試験の日本語(読解、聴解・聴読解)成績290点以上の者は、入学金(全額)および授業料(80%)を減免します。また、入学試験科目のうち日本語試験を免除します。該当者は日本留学試験の成績通知の写しを提出してください(日本留学試験は、平成28年6月・11月、平成29年6月・11月実施の試験結果を対象とします)。

※ 1年次後期からは、各期前に減免申請書を提出し、取得単位数・出席状況・経済状況・素行・賞罰等により審査され、認定を受けた者に適用されます。

**なお、スポーツ健康マネジメント学科の合格者には減免規程は適用されません。**

※ スポーツ健康マネジメント学科の志願者で、出願時に日本留学試験の日本語(読解、聴解・聴読解)成績290点以上の者は、入学試験科目のうち日本語試験を免除します。該当者は日本留学試験の成績通知の写しを提出してください(日本留学試験は、平成28年6月・11月、平成29年6月・11月実施の試験結果を対象とします)。

(3) 本学が指定する課外活動(スポーツ等)できわめて優秀な成績を修め、本学の当該クラブ監督より推薦を受けた者については日本語試験を免除します。該当者は本学クラブ監督が記載した推薦書を、出願時に提出してください。

## 留 学 生 入 学 試 験 日 程

試験区分	出 願 期 間 (消印有効)	試 験 日	合格発表日	入学手続締切日(必着)
第1回	平成29年10月20日(金)～10月30日(月)	11月11日(土)	11月15日(水)	11月24日(金)
第2回	平成29年11月10日(金)～11月20日(月)	12月2日(土)	12月6日(水)	12月14日(木)
第3回	平成29年12月8日(金)～12月18日(月)	1月8日(月・祝)	1月11日(木)	1月19日(金)
第4回	平成30年1月12日(金)～1月22日(月)	2月4日(日)	2月7日(水)	2月16日(金)
第5回	平成30年2月9日(金)～2月19日(月)	3月2日(金)	3月7日(水)	3月15日(木)

※本学学則第49条

外国人で大学の教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者については、外国人留学生として、選考の上、入学を許可することがある。